会				
議	(仮称)市民参画条例策定委員会グループ会議 火曜日グループ(要旨)			
名				
日	平成19年3月6日(火)	 場 所	市役所東館8階	805会議室
時	午後7時~9時30分	場所		
出	火曜日グループ 4名(麻生、佐々木、古川、米田)			
席	職員 1名(武林)			
者				
内容				

1.論点項目別議論

〔論点3-1〕

(1)市民参画や協働の主体

ア)市民の定義

市民とは「住民」に限定せずに「広義の市民(市民等と表示)」とする。

市内に住所を有する者

市内の学校に在学する者

市内の事務所又は事業所に勤務する者

市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人並びにその他の団体 他市に住んでいる利害関係者を「市民等」に含めるかどうかについて結論が出ず。

イ)市民等の役割・責務

市民は市政に関する情報を知る権利を持つと共に市政に参画する権利を持つ。 市民は市全体の利益を考慮することを基本とし、意見と行動には責任を持つ。 市民は参画・協働・コミュニティ活動に積極的に関わるように努める。

(2)市民団体について

ア) 自治会、社協、NPOその他の市民団体の定義

「市民公益活動」を定義し、その活動を行う団体を「市民公益活動団体」と総称する。

イ)市民団体の役割

- ・「市民公益活動団体」は、専門性や地域性等の分野で特性を持っている。
- ・「市民公益活動団体」は、市行政にとって行政サービスの協働団体である。
- ・「市民公益活動団体」は、市民にとって地域社会や住民が抱える課題を共有し、その特性を活 かして解決する良きパートナーである。

(3)事業者の定義、役割

「事業者」とは、営利を目的とする事業を行う個人又は法人。

「事業者」は市民や市と協力しあって地域の発展向上に貢献するよう努める。

〔論点3-2〕

市の役割・責務

市と議会を個別に定める。

市は、市政について市民等に積極的に情報を公開する。

市民等からの提案、要望、苦情等について説明責任を果たすとともに、施策に反映させるよう努める。

活発な市民参画・協働・コミュニティ活動が行えるよう、体制や組織の改善、効率的支援、職員教育等の整備に努める。

議会は、市民等と情報の共有をはかり、市とともに、市民参画、協働及びコミュニティを推進するよう努める。

〔論点3-3〕

(1)参画・協働の担い手の相互連携について

情報を共有し、相互に連携でき、情報を共有する連絡会(ネットワークシステム)を設置する。 目標を共有し、目標達成のために向けた自主的な役割を果たす。

対等・平等な立場で理性的に行動し、公正な判断をする。

人材を育成し、それら育成者を活用する。

(2)市民・市民団体等と市行政のあいだの役割分担、連携について

地方・地域分権の流れと行政サービス・市民ニーズの多様化に対処するため

市は、行政サービスについて市民公益活動団体等に協働の分野を拡大する。

市は、市民公益活動団体と協働を図るために「行政サービス登録制度」を創設し、その登録団体を支援する。

市は、「地域活動推進セミナー」を企画し住民リーダーを養成するとともに、地域住民の市職員の中から地域担当者を任命する。この人達の協力を得て、小学校校区又は中学校校区単位で、地域コミュニティ組織(「地域市民協議会」のようなもの)を設立(改組)する。

2.今後の予定

(1)グループ会議 平成19年3月20日(火)午後6時~8時

平成19年4月3日(火)

(2)運営委員会 平成19年3月10日(土)午後6時~8時